

計量器の定期検査

1 計量法の目的

計量法の目的は、計量法（以下「法」という。）第1条に「計量基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。」とある。すなわち計量法では、長さ、質量、面積、体積、圧力、電力等の基本的な物象の状態の量について標準を設定し、これを基本として多くの計量単位を誘導し、確立している。

2 定期検査の目的

適正な計量の実施を確保するためには、計量器そのものの正確さを保たなければならない。取引・証明に使用される計量器は、製造された時に検定という検査に合格したものを使用しなければならない（法第16条第1項）が、計量器を使用しているうちに、いろいろな要因により性能及び器差に変化が生じてくるおそれがある。

そこで、使用中の計量器を定期的に検査して、不良の計量器を排除し、正しい計量器の使用を図るものである。

3 定期検査を受ける義務

(1) 定期検査を受けなければならない者（法第19条）

計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、都道府県知事が行う定期検査（2年に1回、地域によって検査時期が決まっている）を受けなければならない。

① 取引及び証明の定義について（法第2条第2項）

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

※ 取引における計量

取引における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、ある計量器を用いて一定の物量の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。

工程管理における計量等、内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない計量や契約の要件にならない計量は含まれない。計量した物に計量の結果を表示する場合については、その物が取引の対象となり、表示した計量の結果が契約の要件となるときは、その表記をするための計量は、取引における計量に該当する。

《具体例》 はかり売り、商品の詰込、物品の購入、薬の調剤、米・野菜等の出荷、宅配便の引き受けなど。

道の駅、物産館、地場農産物直売所等で出品者（生産者）が商品のはかり売りに使用しているはかりも対象となります。

※ 証明における計量

「公に」とは、公機関が、又は公機関に対し、であること。

「業務上」とは、継続的、反復的であること。

「一定の事実」とは、一定のものが一定の対象の状態の量を有するという事実数値を含まなくとも、ある一定の水準に達したか、達してないかという事実も該当する。ただし、おおよその目安は含まれない。

「真実である旨を表明すること」とは、一定の法的責任を伴って表明すること。

参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない。

《具体的例》 学校・病院・保健所等での体重測定、公文書、カタログ、説明書等への計量値記載など

(2) 定期検査の対象となる計量器（計量法施行令（以下「令」という。）第10条第1項）

- ① 非自動はかり、分銅及びおもり*
- ② 皮革面積計（沖縄県に対象となる皮革面積計は無い）

※ 分銅とおもりの違いは、それらのもつ質量と表記されている質量が等しいものを分銅といい、異なるものをおもりという。おもりとは、そのおもりがもつ質量と、使用するはかりのてこ比の逆数との積が表記されているもの。

(3) 定期検査を受ける必要がない計量器

- ① 自動はかり
- ② 目盛の数が100未満のはかり
- ③ 目量又は表記された感度が10 mg 未満のはかり
- ④ 10 mg 未満の分銅
- ⑤ 自重計
- ⑥ 載せ台を有し、載せ台面積（㎡）÷ひょう量（t）が0.1以下のはかり
- ⑦ 載せ台を有し、ひょう量が0.5 t以上で載せ台の幅が400 mm以下のはかり
- ⑧ 計量証明事業所が計量証明に使用するもの（法第107条の登録事業者）
- ⑨ 適正計量管理事業所において使用するもの（法第127条の指定事業者）
- ⑩ 検定証印に表示された月日が定期検査時に一定期間を経過していないもの

4 定期検査の主体（法第19条）

定期検査は都道府県の区域のうち特定市町村の区域外については都道府県知事が、特定市町村の区域については、特定市町村の長が行う。

5 定期検査の実施の時期（法第21条第1項、計量法施行令第11条）

- (1) 非自動はかり、分銅及びおもりについては、2年に1回
- (2) 皮革面積計については、1年に1回

6 定期検査の実施の場所

定期検査の実施の場所は沖縄県公報に掲載された場所とする。ただし次のいずれかに該当する場合は、その特定計量器の所在の場所とする。（特定計量器検定検査規則（以下「検定検査規則」という。）第39条第1項）

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- (2) 特定計量器がその構造上運搬することにより、破損し、又は精度が落ちるおそれのあるものであるとき。
- (3) 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- (4) 特定計量器の数が多の場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- (5) 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

7 定期検査の実施の公示（法第21条第2項）

都道府県知事は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所をその期日の1ヶ月前までに公示するものとする。

8 定期検査の合格・不合格に対する処置（法第24条、検定検査規則第48条）

（1）合格の場合

定期検査に合格した計量器には、規定の合格シール（定期検査済のはり付け印）を見えやすい箇所に貼付することとなっている。また、合格シールには、検査を行った都道府県名、検査年月を表示している。

（2）不合格の場合

定期検査に合格しなかった計量器は、検定証印を除去するか消印を付し、不合格シールを貼付し、その計量器の使用を禁止する。

9 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）（法第25条）

定期検査受検義務者が検査実施期日の1年以内に計量士による検査を受け、それに合格した場合は、都道府県の行う定期検査が免除となる。

10 定期検査手数料

沖縄県条例第9号 平成12年3月31日による

11 実費負担（沖縄県条例第9号 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例 第5条）

検定、定期検査又は基準器検査のため職員の出張を依頼するときは、県所定の旅費及び検定、定期検査又は基準器検査用器具の運搬費その他実費を負担しなければならない。

12 罰 則（法第172条・173条）

定期検査を受けなかった者は、50万円以下の罰金に処す。

不合格になった計量器を修理せずに使用したり、修理をしても検定に合格していないで使用した場合は、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。